

農村総合整備推進事業（継続）

【140（157）百万円】

対策のポイント

農村振興総合整備事業等の円滑な推進を図るため、それら事業に関する技術指導や調査研究等を行うとともに、農業集落排水事業を円滑かつ適正に実施するための調査等を行います。

- ・ 農村振興総合整備事業等とは、農村振興総合整備事業と村づくり交付金を指します。これらの事業は、ほ場整備や農業用排水路などの農業生産基盤と集落道や集落排水路などの生活環境の整備を総合的・一体的に実施する事業であり、快適で魅力ある農村づくりを目指します。

政策目標

農村振興整備事業の効果的・効率的な事業実施・効果発現による農村地域の活性化

< 内容 >

1. 推進事業

市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区等の職員が行う農村振興総合整備事業等に関する業務についての指導、情報の提供及び技術向上に関する業務

農村地域における農村整備の手法、整備技術についての調査検討

2. 農業集落排水施設管理技術開発事業

汚水処理施設及び污泥処理施設の適正かつ効率的な管理手法に関する調査

3. 農村型高度汚水処理技術開発事業

農村地域に適した高度汚水処理のあり方に関する検討、農村に適した高度汚水処理施設の整備手法に関する調査

4. 農業集落排水施設管理技術者研修事業

農業集落排水施設の整備及び維持管理を適正に行うための技術者育成研修

< 事業実施主体等 >

1. 事業実施主体 全国土地改良事業団体連合会
都道府県土地改良事業団体連合会（内容1に限る）
2. 補助率 全国土地改良事業団体連合会 : 定額
都道府県土地改良事業団体連合会 : 50%
3. 事業実施期間 昭和56年度～

[担当課：農村振興局整備部地域整備課（03 - 3502 - 6338（直））]